



高齢者を見守る！ばんげワンワン見守り隊が8月からスタートします



▼ばんげワンワン見守り隊ってなに？

町と地域包括支援センターが共同で実施している認知症高齢者見守り事業の一つとして、愛犬とのお散歩の中で町の様子を見守り、地域で認知症高齢者を支え合うボランティア活動です。

▼どんなことをするの？

見守り隊の皆さんに行っていただくことは普段どおり愛犬と町をお散歩することです。その際に町の様子に少し注意を払うことをお願いします。

そして、お散歩中に、気になるお年寄り・気になるお家を見かけたら、会津坂下町地域包括支援センターか生活課保険年金班に連絡をください。

見守り隊の皆さんの愛犬との毎日のお散歩が高齢者見守り活動となり、認知症高齢者の安心・安全な暮らしに繋がります。

▼隊員になるには？

会津坂下町ボランティアセンター（会津坂下町社会福祉協議会内）までワンちゃんの写真を提出し、ご登録いただきます。



○見守り隊になられた方にはばんげワンワン見守り隊グッズの贈呈もございます！

○ボランティア活動のため、町の健康ポイント事業の対象となります！

（詳しくは広報7月号6～7ページをご覧ください。）



▼隊員紹介

協力隊へのたくさんの参加をお待ちしております！

ムサシ
隊員



ばんげ見守り隊
大助隊長



ルーシー副隊長



小関ハル
隊員



小林豆太郎
隊員



齋藤シャリ
隊員



本田花
隊員



【問い合わせ】（生活課 保険年金班 ☎84-1513 / 申し込み ボランティアセンター ☎83-1368）
地域包括支援センター ☎84-2700

後期高齢者医療制度に加入されているみなさまへ

保険証が新しくなります！

現在お使いの保険証は、**令和4年7月31日**までの有効期限です
7月下旬に新しい保険証（藤色）を郵送しますので、
8月1日からはそちらをご使用ください。

新保険証の有効期間：2カ月（8月1日～9月30日）

※詳細は下記【ご注意！】をご確認ください

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和4年9月30日
交付年月日	令和4年8月1日
被保険者番号	01234567
住所	会津坂下町〇〇1-1
氏名	
性別	男
生年月日	昭和××年〇月△日
資格取得年月日	平成☆☆年〇月△日
発効期日	令和☆☆年〇月△日
一部負担金の割合	1割
保険者番号 並びに保険者の 名称及び印	39074216 福島県後期高齢者医療広域連合

有効期限は**令和4年9月30日**まで
詳しくは下段を
確認ください！

8/1～9/30まで！

用紙の色は
オレンジ

↓
藤色（うすむらさき色）

医療機関の窓口での
負担割合です。
ご確認ください。

【ご注意！】10月1日から再度新しい保険証になります！（本年度のみ）

窓口負担割合の見直しがあるため、8月からの保険証の有効期限は、9月30日までの2カ月間のみとなります。10月1日から利用できる保険証（ピンク色）については、9月下旬に改めて送付します。

※1割負担の方の中で一定以上の所得がある方については、2割負担となる場合があります。3割負担の方は負担割合に変更ありませんが、新しく届く保険証をご利用ください。

保険証の 割合区分	8月～ 藤色	10月～ ピンク色
① 現役並み 所得者	3割負担	3割負担
② 一定以上の 所得者※	1割負担	2割負担
③ 低所得者 （①②以外の方）		1割負担

（所得・収入については、令和3年1月1日～12月31日までの金額で決定します。）

※年金の収入額とその他の所得金額の合計額（200万円以上～）によって決定します。

～施設健診についてのご案内～

国民健康保険に加入している多くの方が特定健診を受診することで、病気の早期発見につながり医療費の抑制につながります。国民健康保険に加入されている方の医療費は、加入者皆さまの国保税などで支払われています。すなわち、特定健診を受診することは国保税を安くなることにつながります！

健診を受ける方法は、町健康管理センターでの集団健診と医療機関で受診する施設健診があります。施設健診が可能な医療機関は次のとおりです。**なお、個人負担はありません。**

詳細は各医療機関によって異なりますので、受診予定の医療機関に直接お問い合わせください。積極的に活用し、特定健診を受診しましょう！

受診できる場所	期間・期日	予約について
坂下厚生総合病院	7月1日～3月31日 月・水・木曜日	予約不要 月・水・木曜日午前8時～午前8時30分に来院して下さい。 ☎83-3511
竹田総合病院	7月1日～3月31日 平日のみ	要予約 受付時間 診療日の午前9時～午後4時 ☎0120-274-233
会津西病院	7～9月、12～2月の受診をお勧めします (10～11月は他市町村の健診で混雑します)	要予約 受付時間 診療日の午後2時～4時 ☎56-2233
会津医療センター		要予約 受付時間 診療日の午前9時～午後4時 ☎75-2100 「会津坂下町の健診予約です」と伝えてください。

※要予約となっている病院において、準備の都合上当日予約はご遠慮ください。

特定健診受診時の持ち物

① 総合健診受診録 ② 受診券（受診録にホチキス留め） ③ 国保被保険者証

【町内の個人医院に通院されている方へ】

町内のかかりつけ医に通院し、特定健診と同等の検査を受けている方は、医療機関での結果を特定健診の受診に替えられます。通院日に ①特定健診受診券 ②保険証 ③検査結果提出依頼書兼検査結果記入用紙の3つを持参し、かかりつけ医にご相談ください。

＜対象の医療機関＞

医療法人あかぎ内科消化器科医院 医療法人荒井医院 医療法人平野医院

医療法人清扶会星医院 医療法人寿松堂渡辺医院

【日帰り人間ドックの受診者を募集しています！】

会津坂下町国民健康保険では被保険者を対象（条件があります）に日帰り人間ドック受診の助成を行っています。10月以降の予定日において、定員（先着順）に若干の余裕がございます。ぜひ積極的にご活用ください！（人間ドックと特定健診はどちらか一方のみの受診となります）

令和4年度国民健康保険税に関するお知らせ

国民健康保険税（国保税）は、国保の主な財源の一つです。国保税がきちんと納付されることにより、すべての人が安心して医療を受けることが出来ます。第1期分の納税通知書はすでに世帯主宛に発送されています（国保税を納める義務は世帯主と定められています）。

今年度の国保税の税率等は、下表のとおりです。

課税項目		税率等		
		医療保険分 (0歳～74歳)	後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)	介護保険分 (40歳～64歳)
所得割	世帯内の国保加入者の前年度所得で計算	6.60%	2.44%	2.33%
均等割	世帯内の国保加入者数で計算※	26,747円	9,620円	11,185円
平等割	1世帯ごとに計算	18,024円	6,482円	5,635円
限度額	項目ごとの合計の上限	650,000円	200,000円	170,000円

※令和4年度から、未就学児の均等割（医療保険分・後期高齢者支援金分）が5割軽減になります。

国保税の納入方法（国保税は年間の保険税を全8回に分けて納入します）

【納税組合へ加入している方】

加入している納税組合へ納めてください。

【納税組合に加入していない方】次のいずれかの方法で納めてください。

① 納付書で納める

納税通知書と一緒に送付される納付書に記載されている場所で納めてください。

② □座振替で納める

納入忘れがない“□座振替”をおすすめしています。第1期分についてはゆうちょ銀行が7/25、その他の金融機関が8/1に引き落としの予定です（前日までに残高の確認をお願いします）。

□座振替の手続き先：町内金融機関の窓口（持参品：「納税通知書」「通帳」「通帳の届出印」）

※特別な事情で納付が困難な場合は分割納付等が認められる場合もあります。国保担当窓口（町役場本庁舎1階）までご相談ください。



国保税を払わないでいると・・・

国保税を滞納すると未納期間に応じて次のような措置がとられます。

I（納期限を過ぎる）：督促が行われ、延滞金などを徴収される場合があります。

限度額証の発行が出来なくなります。

II（納期限～1年未満）：保険証の有効期限が短くなりその都度手続きが必要になります。

III（納期限～1年半未満）：保険証を回収し、資格証明書を発行します（医療費などが一旦全額自己負担になります）。

IV（納期限～1年半以上）：国保の給付の一部、もしくは全てが差し止めになります。

国保税を納めることは、自分が大きな病気やケガをした時のためであり、またすべての人の安心にもつながります。国保税はきちんと納期限内に納めましょう！

※ 7月は国保税の第1期分の納期です。忘れずに納入していただくようお願いします！